

# 会議結果報告書

平成30年6月18日

会議の名称	平成30年度第1回情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	平成30年5月22日（火）15時00分～16時00分
開催場所	市役所 4階 第三委員会室
出席委員	竹前栄二委員（会長）、大貫結子委員（会長職務代理）、 西川和人委員、山崎誠司委員、武藤貴洋委員、爲井俊充委員、 鈴木和雄委員、羽賀佳和委員、清水賢三委員、長田義明委員 (計10人)
欠席委員	(計 0人)
説明員職氏名	(総務課)菊池課長、小山主査、明石主事 (生涯学習課) 浅見主査、松永主任 (計 5人)
議 題	報告事項 (1)「志木市子どもの健やかな成長に向け家庭教育を支援する条例」通称「元気に育つ志木っ子条例」の制定に伴う相談業務について（生涯学習課） (2)平成29年度情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告 (3)志木市個人情報保護条例及び志木市情報公開条例改正について
結 果	・「志木市子どもの健やかな成長に向け家庭教育を支援する条例」通称「元気に育つ志木っ子条例」の制定に伴う相談業務について実施機関及び事務局から報告し、質疑応答を行った。 (傍聴者 0人)
事務局職員	菊池課長、小山主査、明石主事、矢野主事
審議内容の記録（審議経過、結論等）	

## 1 開 会

## 2 議 題

### 【報告事項】

(1)「志木市子どもの健やかな成長に向け家庭教育を支援する条例」通称「元気に育つ志木っ子条例」の制定に伴う相談業務について（生涯学習課）

#### <説明員>

今年3月に「志木市子どもの健やかな成長に向け家庭教育を支援する条例」通称「元気に育つ志木っ子条例」が制定された。この条例に基づく相談会を行う上で市職員以外の個人情報の取扱いが生じるため、報告をさせていただく。

相談会の概要としては、インターネット及びトレーディングカード等に関するトラブルへの相談を毎月第2木曜日に開催する。予約制で1回1時間とし、インターネット、トレーディングカード等のトラブルに詳しい相談員が対応する。相談内容は相談時に相談員がその場で記載し、生涯学習課内のファイリングで保管する。予約受付については教育サポートセンターにて行うが、その際の受付台帳についてもサポートセンターのファイリングに保管するため、個人情報の取扱いについては問題がないと思われる。

#### <質疑応答>

委員) 基本的に実施要綱に秘密を洩らさないよう記載してあるが、相談員に対して、誓約書のようなものは作らないのか。

事務局) 地方公務員は正職員、臨時、非常勤職員は同様に地方公務員法第34条で秘密を守る義務が定められており、職を退いても同様であり、今回のように業務を行う際は、公務員と同様に守秘義務を守ってもらうために、要綱内に守秘義務を制定している。

委員) 相談内容としてはどのようなケースが想定されるか。

説明員) SNSで本人が知らない間に勝手に顔写真等が使用される場合、SNSでいじめにあった場合や、トレーディングカードの盗難等にあった場合が想定される。

委員) 学校とは連携をとるのか。

説明員) 相談自体は個人となるが、学校に協力してもらうケースも想定されるので、教育サポートセンターを通じ調整したい。

委員) 相談カードは情報公開請求を受けた場合、公開するのか。

説明員) 個人情報が含まれているので公開しない。

事務局) 本業務の相談件数等は公開することができる。行政の情報に関してならば、公開することは可能である。

委員) 提出を行うのは裁判関係等のみか。

事務局) そのとおりである。

委員)他の自治体での状況はどうか。

説明員)当市が全国初であるので他自治体は行っていない。

委員)今までの審議会の諮問事項において、委託業務であれば特記仕様書のように個人情報の取扱いが詳細に記載されていたように思うが、本件との違いは何か。

事務局)委託業務は市の業務を外部に委託するものであるが、本件相談業務は市が直接行うものである。外部委託ではないため、本件は諮問ではなく報告とした。

委員)外部委託と内部事務の違いというのはわかったが、事業を行う上で個人情報を扱う人も増えてくると思うので、取扱に関しては注意が必要だと思う。

委員)志木市個人情報保護条例が改正され、個人識別符号というものが定義された。一方、ID やアカウント名などは規定されていないが、準個人識別符号という実情として個人情報と考えられるものもある。そのような情報においても条例の規定にとどまらず、個人情報として保護していただきたい。

## (2) 平成29年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について

### <説明員>

平成29年度の運用状況の概要を以下のとおり説明する。

#### ・公文書公開請求処理状況

受理	対象情報	公開	部分公開	非公開(内不存在)	存否拒否	取下げ
21件	48件	24件	13件	1件(0件)	0件	10件

#### ・個人情報開示請求処理状況

受理	対象情報	開示	部分開示	不開示(内不存在)	存否拒否	取下げ
15件	35件	12件	23件	0件(0件)	0件	0件

#### ・情報公開・個人情報保護審査会開催状況

開催回数…0回、諮問件数(不服申立)…0件

#### ・情報公開・個人情報保護審議会開催状況

開催回数…3回、諮問件数…2件

### <質疑応答>

委員)個人情報の開示についてDVの案件があるようだが具体的にどのような案件か。

事務局)娘へのDVに対して相談した母親が、自身の相談内容について開示請求したものである。

委員)DVの相談情報を加害者へ渡してしまったら、大変危険であるので一応確認をさせてもらった。

委員) 公文書公開請求の非公開1件はどのような案件か。

事務局) 上下水道総務課の審議会の関係である。

委員)なぜ非公開なのか。

事務局) 期限付非公開であり、審議会の会議録ができていない段階であるため、でき次第公開できるということである。

### (3) 志木市個人情報保護条例及び志木市情報公開条例改正について

<説明員>

条例の改正を上程することを平成29年度第2回審議会において報告させていただいたが、平成30年4月1日より志木市個人情報保護条例及び志木市情報公開条例が改正されたので、ご報告申し上げます。

条例の改正内容としては、個人情報の定義の明確化として、個人識別符号や要配慮個人情報といった用語の規定、審議会への諮問事項を個人情報のオンライン結合による提供の場合とすることなどである。条例改正の議案に関しては議会で全会一致で可決されたのを報告するものである。

(その他)

事務局) 次回審議会の開催は、9月28日(金)開催予定である。

## 3 閉 会